

監査告示第22号

令和3年11月25日

鹿児島市監査委員	内	山	薫
同	小	迫	義仁
同	片	平	孝市
同	奥	山	よしじろう

令和3年度定期監査（第2回財務等監査）の結果に関する報告について（公表）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により公表します。

記

1 監査の基準

この監査は、鹿児島市監査基準に基づいて実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定に基づく財務監査及び行政監査

3 監査の対象

(1) 対象局部課

総務局	総務部	人事課	行政管理課	職員課
	税務部	資産税課	特別滞納整理課	
企画財政局	財政部	管財課	工事検査課	
環境局	資源循環部	資源政策課	廃棄物指導課	清掃事務所
健康福祉局	福祉部	地域福祉課	障害福祉課	吉田保健福祉課
		桜島保健福祉課	松元保健福祉課	郡山保健福祉課
観光交流局	観光交流部	世界遺産・ジオパーク推進課	観光振興課	
		グリーンツーリズム推進課		
建設局	都市計画部	都市計画課	都市景観課	土地利用調整課
		市街地まちづくり推進課		

道路部 道路建設課 街路整備課
交通局 総合企画課 電車事業課
水道局 総務部 経営管理課 料金課 給排水設備課
下水道部 下水道建設課 雨水整備室 下水道管路課 下水処理課

(2) 対象範囲

原則として令和3年4月1日から令和3年7月31日までに執行された事務事業

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性の検証、経済性、効率性及び有効性等の観点から、また、組織及び運営に関し、その適正及び効率性・能率性の確保等の観点も加味し、次の項目について監査を実施した。

なお、今年度は、重点事項として(5)の項目を監査した。

(1) 収入事務

調定決議書（収入伝票）、現金領収帳、収入日計表等の収入事務、滞納整理事務の状況

(2) 支出事務

予算措置、予算執行、支出負担行為、履行確認、資金前渡事務の処理状況、支払等の支出事務の状況（補助金等の交付事務、委託契約事務の状況については令和2年度分も含む。）

(3) 物品会計事務

備品・物品出納の管理台帳等の整備、備品・物品の保管、在高の確認の状況

(4) 財産管理事務

土地、建物、工作物等の財産を管理する台帳等の整備、建物等の管理、財産の貸付・使用許可の状況

(5) 重点事項

内部統制の整備・運用状況について（収入事務）

(6) その他

自動車の運行管理、歳計外現金の適正な保管、基金の適正な運用など

5 監査の主な実施内容

本市監査基準に基づいて財務に関する事務等の執行及び経営に係る事業の管理等については、諸帳簿、関係書類等の抽出による調査を行い、重点事項については、調査票及びマニュアル等の提出を求め、内部統制の整備状況及び運用状況の確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査事務局及び監査対象局部課執務室

(2) 実施日程

令和3年9月6日から同年11月25日まで

7 監査の結果

財務に関する事務の執行及び事務事業の実施については、おおむね適正になされていると認めたが、一部に改善を要する事項があった。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、指導事項として各所属長に別途指示した。

また、収入事務に係る内部統制の整備状況及び運用状況は、おおむね適切であったが、一部前例踏襲により、法令等の十分な確認をしないまま軽微なミスが発生している事例があった。

各局部の監査結果は次のとおりであった。

(1) 総務局 総務部

指摘事項なし

(2) 総務局 税務部

指摘事項なし

(3) 企画財政局 財政部

指摘事項なし

(4) 環境局 資源循環部

指摘事項なし

(5) 健康福祉局 福祉部

指摘事項なし

(6) 観光交流局 観光交流部

指摘事項なし

(7) 建設局 都市計画部

指摘事項なし

(8) 建設局 道路部

[指摘事項]

- ・ 道路占用料の減免については、市決裁規程第18条第1項第6号により課長の専決事項となっているが、吉田、桜島、松元、郡山の各建設事務所においては、建設事務所長の決裁により、減免しているものが48件（全件）あった。（道路建設課）
- ・ 現金領収帳受払整理簿は、現金領収帳を会計管理者が収納出納員へ交付した年月

日及び収納出納員が収納取扱員へ交付した年月日等を記載するものである。

しかしながら、松元建設事務所においては、現金領収証書を交付した納入者の氏名及び納入年月日等を記載していた。(道路建設課)

(9) 交通局

指摘事項なし

(10) 水道局 総務部

指摘事項なし

(11) 水道局 下水道部

指摘事項なし

監査の結果における指摘事項等の区分は、次のとおり

区分	基準
指導事項	改善又は是正を要するが、内容が比較的軽微で指摘事項に至らないと認められるもの
指摘事項	法令、条例、規則等に違反しているもの及び法令等に違反はないが指摘すべき事項であると認められるもの
意見	改善について検討を求めるもの